

県産材住宅建築促進事業実施要領

平成27年3月16日 農林水第30-594号
一部改正 平成27年4月17日 農林水第30-39号

(趣旨)

第1 木材利用で大きな比重を占める住宅建築において、県産材の利用促進を図るとともに、消費喚起など緊急経済対策に資することを目的として、「三重の木」認証材等を使用して住宅の建築等を行う者に対し、予算の範囲内において、県産材住宅建築促進事業費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとする。

この交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「三重の木」認証材とは、「三重の木」利用推進協議会（以下「協議会」という。）が認証する製材工場（県内の製材工場に限る。）が、協議会の定める規格基準に基づき製造した木材製品のことをいう。
- 2 「あかね材」認証材とは、あかね材認証機構（以下「認証機構」という。）が認証する製材工場（県内の製材工場に限る。）が、認証機構の定める規格基準に基づき製造した木材製品のことをいう。
- 3 「三重の木」認証材等とは、「三重の木」認証材及び「あかね材」認証材、県産丸太を用いて県内の製材工場で作製された「JAS製材品」のことをいう。
- 4 県産材モニターとは、「三重の木」認証材等を使った住宅の情報提供や構造見学会の開催に協力するなど、県産材の利用促進に向けた取組に協力する者のことをいう。

(実施期間)

第3 当補助金の実施期間は平成27年度とする。

(事業内容等)

第4 「三重の木」認証材等の利用拡大を促進していくため、次の事項を実施する。

なお、同一の建築物において「1と2」又は「2と3」を併用することは不可、「1と3」を併用することは可とする（ただし、「1と3」を併用する場合の3の支援額の上限は1戸あたり50,000円とする）。

1 県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）

（1）補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、以下の①～③にすべて該当する木造住宅を建築し、かつ県産材モニターとして建築後1年間協力できる者とする。

- ① 自ら居住するために新築する延べ床面積80m²以上の一戸建ての住宅
なお、増築については基本的に対象外とするが、居住に必要な台所・風呂・トイレ・玄関を設置している場合は対象とする。
- ② 「三重の木」利用推進協議会の認証建築業者（以下「認証建築業者」という）が施工する住宅、又は「三重の木」利用推進協議会の認証建築事務所（以下「認証建築事務所」という）が設計及び工事監理する住宅
- ③ 平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、平成28年3月15日までに補助金交付決定等に必要な検査等ができる住宅

（2）補助金額

補助金の額は、1戸当たり150,000円とし、予算の範囲内において支援する。

（3）認定基準等

補助対象と認定される住宅は、以下の基準をすべて満たしていなければならない。

① 「三重の木」認証材等の使用

ア 「三重の木」認証材等を、通し柱、管柱、土台（火打土台除く）、大引、梁（火打梁除く）、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木、間柱で60%以上又は12m³以上使用する。

イ 原則として、通し柱、管柱、土台は、「三重の木」認証材等を100%使用する。

② 「三重の木」認証材等の使用についての理解

建築主は認証建築業者等から以下の項目について説明を受け、「三重の木」認証材等を使用することの意義等を理解して家づくりを進める。

ア 県産材を使用する理由

イ 「三重の木」認証材等の定義、品質、入手経路、価格

ウ 「三重の木」認証材等の使用箇所

エ 木の素材としての魅力や、木を使うことで得られる効用

2 県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）

（1）補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、以下の①～③にすべて該当する木造住宅を建築し、かつ県産材モニターとして建築後1年間協力できる者とする。

- ① 自ら居住するために新築する延べ床面積80m²以上の一戸建ての住宅
なお、増築については基本的に対象外とするが、居住に必要な台所・風呂・トイレ・玄関を設置している場合は対象とする。
- ② 認証建築業者が施工する住宅、又は認証建築事務所が設計及び工事監理

する住宅

- ③ 平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、平成28年3月15日までに補助金交付決定等に必要な検査等ができる住宅

(2) 補助金額

補助金の額は、1戸当たり200,000円とし、予算の範囲内において支援する。

(3) 認定基準等

補助対象と認定される住宅は、以下の基準をすべて満たしていなければならない。

① 「三重の木」認証材等の使用

ア 「三重の木」認証材等を、通し柱、管柱、土台（火打土台除く）、大引、梁（火打梁除く）、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木、間柱で60%以上又は12m³以上使用する。

イ 「三重の木」認証材等を、梁（火打梁除く）、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木で100%（「三重の木」認証材等を使用できない特殊なものは除く）又は6m³以上使用する。

ウ 原則として、通し柱、管柱、土台は、「三重の木」認証材等を100%使用する。

② 「三重の木」認証材等の使用についての理解

建築主は認証建築業者等から以下の項目について説明を受け、「三重の木」認証材等を使用することの意義等を理解して家づくりを進める。

ア 県産材を使用する理由

イ 「三重の木」認証材等の定義、品質、入手経路、価格

ウ 「三重の木」認証材等の使用箇所

エ 木の素材としての魅力や、木を使うことで得られる効用

3 県産内装材等活用住宅支援

(1) 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、以下の①～③にすべて該当する住宅の建築又は改修等を行い、かつ県産材モニターとして建築後1年間協力できる者とする。

① 自ら居住するために建築又は改修等する住宅

② 認証建築業者が施工する住宅、又は認証建築事務所が設計及び工事監理する住宅

③ 平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、平成28年3月15日までに補助金交付決定等に必要な検査等ができる住宅

(2) 補助金額

補助金の額は、壁板（下地材除く）、床板（下地材除く）、天井板（下地材除く）における「三重の木」認証材等の使用面積1m²当たり1,000円とし、予算の範囲内において支援する。

なお、支援額の上限は、1戸あたり200,000円とする（ただし、1の「県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）」と併用する場合の支援額の上限は、1戸あたり50,000円とする）。

(3) 認定基準等

補助対象と認定される住宅は、以下の基準をすべて満たしていなければならない。

① 「三重の木」認証材等の使用

「三重の木」認証材等を、壁板（下地材除く）、床板（下地材除く）、天井板（下地材除く）で、20m²以上使用する。

② 「三重の木」認証材等の使用についての理解

建築主は認証建築業者等から以下の項目について説明を受け、「三重の木」認証材等を使用することの意義等を理解して家づくりを進める。

ア 県産材を使用する理由

イ 「三重の木」認証材等の定義、品質、入手経路、価格

ウ 「三重の木」認証材等の使用箇所

エ 木の素材としての魅力や、木を使うことで得られる効用

(補助金申請の資格確認申請)

第5 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に先立ち、県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）（別記様式第2号）により、三重県木材協同組合連合会（以下「木協連」という。）に補助金申請の資格確認申請を行うものとする。

なお、第4の事業内容等の区分ごとの申請添付書類と提出期限は以下のとおりとする。

1 県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）

(1) 申請添付書類

① 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）

② 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）

③ 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し

④ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し

⑤ ④以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し

⑥ 工事請負契約書の写し

⑦ 住宅建築地を表示した地図

(2) 提出期限

原則として「三重の木」認証材等の使用状況の調査ができる上棟日の1ヶ月前から14日前までに、提出するものとする。

2 県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）

（1）申請添付書類

- ① 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）
- ② 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）
- ③ 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
- ④ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し
- ⑤ ④以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
- ⑥ 工事請負契約書の写し
- ⑦ 住宅建築地を表示した地図

（2）提出期限

原則として「三重の木」認証材等の使用状況の調査ができる上棟日の1ヶ月前から14日前までに、提出するものとする。

3 県産内装材等活用住宅支援

（1）申請添付書類

- ① 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）
- ② 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）
- ③ 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
- ④ 工事請負契約書の写し
- ⑤ 施工図面
- ⑥ 住宅建築地を表示した地図

（2）提出期限

原則として「三重の木」認証材等の使用状況の調査ができる竣工日の1ヶ月前から14日前までに、提出するものとする。

（調査）

第6 木協連は、第5の資格確認申請書を受理したときは、別に定める県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認調査要領に基づき調査を行い、県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認書（以下「資格確認書」という）（別記様式第2号）により調査結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7 申請者は、資格確認書の受取後速やかに県産材住宅建築促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（別記様式第1号）に、次に掲げる書類及びその他知事が必要と求める書類を添えて、知事に申請するものとする。

1 県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）

- (1) 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）の写し
- (2) 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）
- (3) 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し
- (5) (4)以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 住宅建築地を表示した地図

2 県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）

- (1) 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）の写し
- (2) 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）
- (3) 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し
- (5) (4)以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 住宅建築地を表示した地図

3 県産内装材等活用住宅支援

- (1) 「三重の木」認証材等使用証明書（別記様式第3号）の写し
- (2) 添付書類整理表(木材の流れ)（別記様式第3号の付表）
- (3) 「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 施工図面
- (6) 住宅建築地を表示した地図

（交付決定及び額の確定）

第8 知事は、第7の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、別記様式第4号により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9 第8の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、

速やかに県産材住宅建築促進事業費補助金請求書（以下「請求書」という。）
（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

（補助金の支払）

第10 知事は、第9の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、本補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 1 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき
- 2 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（申請書等の保管期間）

第12 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る申請書類及び証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間、保管するものとする。

附則（平成27年3月16日）

- 1 この要領は、平成27年3月16日から適用する。
（平成27年4月17日）
- 2 この要領は、平成27年4月17日から適用する。

県産材住宅建築促進事業費補助金交付申請書
 [県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）]

平成 年 月 日

三重県知事 様

申請者 現住所 〒 -

氏名 印
 (連絡先電話番号)

県産材住宅建築促進事業費補助金について、150,000円を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

ふりがな	
住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
建築予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
上棟日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ²
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書（様式第3号）の写し ②添付書類整理表 [木材の流れ]（様式第3号の付表） ③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し ④建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し ⑤確認済証のない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し ⑥工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること ⑦住宅建築地を表示した地図

県産材住宅建築促進事業費補助金交付申請書
 [県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）]

平成 年 月 日

三重県知事 様

申請者 現住所 〒 -

氏名 印
 (連絡先電話番号)

県産材住宅建築促進事業費補助金について、200,000円を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

ふりがな	
住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
建築予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
上棟日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ²
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書（様式第3号）の写し ②添付書類整理表 [木材の流れ]（様式第3号の附表） ③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し ④建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し ⑤確認済証のない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し ⑥工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること ⑦住宅建築地を表示した地図

県産材住宅建築促進事業費補助金交付申請書
〔県産内装材等活用住宅支援〕

平成 年 月 日

三重県知事 様

申請者 現住所 〒 -

氏名 印
(連絡先電話番号)

県産材住宅建築促進事業費補助金について、円を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

ふりがな	
住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
工事予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
竣工日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ² (リフォームの場合は記入不要)
支援対象面積	m ² (小数点以下切り捨て)
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	〒 - (住所)
	(電話)
	(FAX)
	(担当者)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	〒 - (住所)
	(電話)
	(FAX)
	(担当者)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書(様式第3号)の写し ②添付書類整理表〔木材の流れ〕(様式第3号の付表) ③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し ④工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること ⑤施工図面(支援対象面積の判るもの) ⑥住宅建築地を表示した地図

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認申請書
〔県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）〕

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長 様

申請者 現住所 〒 -

ふりがな
氏名 印
(氏名の異体字) ※ある場合のみ
(生年月日)
(性別 男 女)
(連絡先電話番号)

県産材住宅建築促進事業費補助金の申請資格確認について、県産材住宅建築促進事業実施要領第5の規定により関係書類を添えて申請します。

ふりがな 住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
建築予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
上棟予定日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ²
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
現地検査立会者 又は建築状況報告提出者	(所 属)
	(氏 名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書（様式第3号）
	②添付書類整理表〔木材の流れ〕（様式第3号の付表）
	③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
	④建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
	⑤確認済証のない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
	⑥工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること
	⑦住宅建築地を表示した地図

受付番号： _____

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認書

上記の申請内容について、補助金の申請資格を有することを確認しました。

「三重の木」認証材等の使用割合（指定部材全体） %
 「三重の木」認証材等の使用量（指定部材全体） m³
 通し柱、管柱、土台における「三重の木」認証材等の使用割合 %
 建築状況確認検査 現地 ・ 書面

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長 印

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認申請書
〔県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）〕

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長 様

申請者 現住所 〒 -

ふりがな
氏名 印
(氏名の異体字) ※ある場合のみ
(生年月日)
(性別 男 女)
(連絡先電話番号)

県産材住宅建築促進事業費補助金の申請資格確認について、県産材住宅建築促進事業実施要領第5の規定により関係書類を添えて申請します。

ふりがな 住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
建築予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
上棟予定日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ²
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
現地検査立会者 又は建築状況報告提出者	(所 属)
	(氏 名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書（様式第3号）
	②添付書類整理表〔木材の流れ〕（様式第3号の付表）
	③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
	④建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
	⑤確認済証のない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
	⑥工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること
	⑦住宅建築地を表示した地図

受付番号： _____

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認書

上記の申請内容について、補助金の申請資格を有することを確認しました。

「三重の木」認証材等の使用割合（指定部材全体）	%
「三重の木」認証材等の使用量（指定部材全体）	m ³
「三重の木」認証材等の使用割合（指定横架材）	%
「三重の木」認証材等の使用量（指定横架材）	m ³
通し柱、管柱、土台における「三重の木」認証材等の使用割合	%
建築状況確認検査	現地 ・ 書面

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長 印

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認申請書
〔県産内装材等活用住宅支援〕

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長 様

申請者 現住所 〒 -

ふりがな

氏名

印

(氏名の異体字

) ※ある場合のみ

(生年月日

)

(性別

男

女

)

(連絡先電話番号

)

県産材住宅建築促進事業費補助金の申請資格確認について、県産材住宅建築促進事業実施要領第5の規定により関係書類を添えて申請します。

ふりがな 住宅建築地	〒 -
工事請負契約日	平成 年 月 日
工事予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
竣工予定日	平成 年 月 日
延べ床面積	m ² (リフォームの場合は記入不要)
支援対象面積	m ² (小数点以下は切り捨て)
建築事務所 【認証番号： 0】	(建築事務所名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
建築業者 【認証番号： 0】	(建築業者名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
	(FAX)
	(担当者)
現地検査立会者 又は建築状況報告提出者	(所 属)
	(氏 名)
	(住 所) 〒 -
	(電 話)
関係書類	①「三重の木」認証材等使用証明書(様式第3号)
	②添付書類整理表[木材の流れ](様式第3号の付表)
	③「三重の木」認証材等の購入伝票等の写し
	④工事請負契約書の写し ※契約日と「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分の写しを提出すること
	⑤施工図面(支援対象面積の判るもの)
	⑥住宅建築地を表示した地図

受付番号： _____

県産材住宅建築促進事業費補助金申請資格確認書

上記の申請内容について、補助金の申請資格を有することを確認しました。

「三重の木」認証材等の使用面積
建築状況確認検査

m²

現地 ・ 書面

平成 年 月 日

三重県木材協同組合連合会理事長

印

「三重の木」認証材等使用証明書
 [県産構造材活用住宅支援（構造材一般タイプ）]

平成 年 月 日

施主（申請者） 様

建築事務所名
 又は建築業者名

印

下記建築地に建築した住宅における構造材等の木材総使用量及び「三重の木」認証材等の使用量等は、以下のとおりであることを証明します。

住宅建築地： _____

用途	構造材等への木材総使用量 (A)			(A) のうち 「三重の木」認証材等の使用量 (B)		
	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	本数 (本)	材積 (m ³)	認証製材工場名
通し柱						
管柱						
土台 (火打土台を除く)						
大引						
梁、桁、胴差 (火打梁を除く)						
小屋梁						
母屋、棟木						
間柱						
合計 (指定部材全体)			① (小数第3位)		② (小数第3位) ≥ 12 m ³	③ = ② ÷ ① × 100 (整数表示) ≥ 60%
小計 (通し柱、管柱、土台)			④ (小数第3位)		⑤ (小数第3位)	⑥ = ⑤ ÷ ④ × 100 (整数表示) = 100%

- ※1 材積は、小数点以下4位を四捨五入（小数第3位まで表示）のこと。
- ※2 「三重の木」認証材等の使用率は小数点以下1位を切捨（整数表示）のこと。
- ※3 納材状況がわかる書類を添付し、様式第3号の付表に図示のこと。

「三重の木」認証材等使用証明書
〔県産構造材活用住宅支援（横架材タイプ）〕

平成 年 月 日

施主（申請者） 様

建築事務所名
又は建築業者名

印

下記建築地に建築した住宅における構造材等の木材総使用量及び「三重の木」認証材等の使用量等は、以下のとおりであることを証明します。

住宅建築地： _____

用途	構造材等への木材総使用量 (A)			(A)のうち 「三重の木」認証材等の使用量 (B)		
	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	本数 (本)	材積 (m ³)	認証製材工場名
通し柱						
管柱						
土台 (火打土台を除く)						
大引						
梁、桁、胴差 (火打梁を除く)						
小屋梁						
母屋、棟木						
間柱						
合計 (指定部材全体)			① (小数第3位)		② (小数第3位) ≥ 12 m ³	③ = ② ÷ ① × 100 (整数表示) ≥ 60%
小計 (指定横架材)			④ (小数第3位)		⑤ (小数第3位) ≥ 6 m ³	⑥ = ⑤ ÷ ④ × 100 (整数表示) = 100%
小計 (通し柱、管柱、土台)			⑦ (小数第3位)		⑧ (小数第3位)	⑨ = ⑧ ÷ ⑦ × 100 (整数表示) = 100%

※1 材積は、小数点以下4位を四捨五入（小数第3位まで表示）のこと。
 ※2 「三重の木」認証材等の使用率は小数点以下1位を切捨（整数表示）のこと。
 ※3 納材状況がわかる書類を添付し、様式第3号の付表に図示のこと。

「三重の木」認証材等使用証明書
〔県産内装材等活用住宅支援〕

平成 年 月 日

施主（申請者） 様

建築事務所名
又は建築業者名

印

下記建築地の住宅における内装材等の「三重の木」認証材等の使用量等は、以下のとおりであることを証明します。

住宅建築地： _____

区分	用途	「三重の木」認証材等の使用量			備考
		樹種	面積 (㎡)	認証製材工場名	
内装材	壁板 (下地材除く)				
	床板 (下地材除く)				
天井板 (下地材除く)					
外装材	壁板 (下地材除く)				
合計		② (整数表示) ≥ 20 m ²			

- ※1 面積は、各用途ごとに小数点以下2位を切捨のこと。
- ※2 合計面積は、小数点以下1位を切捨（整数表示）のこと。
- ※3 納材状況がわかる書類を添付し、様式第3号の付表に図示のこと。

添付書類整理表(木材の流れ)

※「三重の木」認証材等の流れを矢印で示してください。

A. 製材工場

発行書類

[①請求(納品)書]

A1	<input type="text"/>	A2	<input type="text"/>	A3	<input type="text"/>	A4	<input type="text"/>	A5	<input type="text"/>
	「三重の木」認証事業者 認証番号()		「三重の木」認証事業者 認証番号()		「三重の木」認証事業者 認証番号()		「三重の木」認証事業者 認証番号()		「三重の木」認証事業者 認証番号()

※請求(納品)書には、「三重の木」認証事業者の【認証番号】と、「三重の木」、「あかね材」、「県産材JAS」の別が表記されています。

B. 流通業者(材木店など)

発行書類

[②請求(納品)書]

B1	<input type="text"/>	B2	<input type="text"/>	B3	<input type="text"/>	B4	<input type="text"/>	B5	<input type="text"/>
----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------

添付書類

①の(写し)

C. プレカット工場

発行書類

[③木取明細書]

C	<input type="text"/>
---	----------------------

D. 建築業者

D	<input type="text"/>
	認証番号()

E. 建築事務所

E	<input type="text"/>
	認証番号()

★様式第3号への添付書類

【「三重の木」認証材等について】

(1) 製材工場から直接納材する場合

①(写し) ← 製材工場の数だけ必要

(2) 流通業者から納材する場合

①(写し)、②(写し) ← 製材工場、流通業者の数だけ必要

【「三重の木」認証材等以外について】

プレカット時の木取明細など、様式第3号の構造材等への木材総使用量(A)が確認できる書類

様式第4号

三重県指令 農林水第30－ 号

住所
氏名 様

平成 年 月 日付けで申請のありました県産材住宅建築促進事業費補助金については、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「県規則」という。）第4条第1項及び第13条の規定により、金 円
の交付を決定し、併せて補助金の額を確定したので通知します。

平成 年 月 日

三重県知事 印

記

交付の条件

- 1 交付申請者は、県規則、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）及び県産材住宅建築促進事業実施要領（平成27年3月16日付け農林水第30－594号）の定めるところに従わなければならない。
- 2 事業の実施にあたっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」を遵守するとともに、要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報し捜査上必要な協力を行うものとする。
- 3 知事は、交付申請者が補助金の交付の決定の内容又は交付の条件に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第 5 号

県産材住宅建築促進事業費補助金請求書

平成 年 月 日

三重県知事 様

住所

ふりがな
氏名

印

平成 年 月 日付け三重県指令 農林水第 30 - 号により、補助金の額の確定通知があった県産材住宅建築促進事業費補助金について、次の金額を交付されるよう請求します。

記

請求金額 円

振込先	口座種別	口座名義人	口座番号
(金融機関名)	普通	(ふりがな)	
店	当座		